

# 株式会社Jパートナー主催セミナー

一般社団法人相続手続サポート協会共催

2018年  
冬の特別  
セミナー

自社株に対する相続税を100%猶予??

## 中小企業の事業承継が変わる!

# 2018年度税制改正セミナー

日程

2018年2月18日(日)

14:00~16:30

(受付:13:30~)

会場

ウインクあいち(愛知県産業労働センター)

名古屋市中村区名駅4-4-38 TEL 052-571-6131

JR・地下鉄・名鉄・近鉄名古屋駅より徒歩約2分

※今後、税制改正内容は変更となる可能性があります

### テーマ 「資産税を中心とした税制改正のポイント」(2018年税制改正大綱より)

第一部

講演  
(90分)

主な内容

講師:谷澤 佳彦 谷澤佳彦税理士事務所 所長(東京本郷)

#### ・事業承継税制

中小企業の相続税100%猶予  
雇用維持の要件緩和等

#### ・相続税の節税防止策

一般社団法人の設立による課税逃れ  
小規模宅地の特例の悪用

#### ・所得拡大税制

賃上げにより法人税負担減

#### ・所得税改革

基礎控除・給与所得控除  
公的年金控除引き下げ

#### ・新税創設

森林環境税  
出国税

#### ・固定資産税減税

中小企業の固定資産税を  
3年間ゼロ

### テーマ 「大改正される中小企業円滑化税制の内容及びメリットデメリット」

大きな改正となった中小企業円滑化税制についての内容の基本説明 → 改正点説明 → メリット・デメリット、  
他の承継対策との比較も含め対談で掘り下げます。

質問者

舌古 孝之 (株)Jパートナー代表取締役 名古屋商科大学大学院元客員教授



早稲田大学商学部卒業後、銀行勤務を経て名南経営センター入社。以来数多くの  
税務会計・経営指導に関わり平成14年から(株)Jパートナーを設立し士業専門家  
集団(現士業専門家パートナー26名)を組織、新しい形態のコンサル業務を行う。  
年間延べ200件を超える相続や事業承継のコンサルティング業務で活躍中。

スピーカー

谷澤 佳彦 谷澤佳彦税理士事務所 所長(東京本郷)



和歌山大学経済学部卒業。イトーヨーカドー勤務等を経て、1993年税理士資格  
を取得し開業。法人・個人事業の税務申告業務とともに、自身が医療法人出資持  
分の相続で苦労したこともあり、相続税・事業承継対策が得意分野。三菱東京UF  
J銀行、百五銀行等の取引先向け税務レポート等も監修している。

第二部

対談  
(60分)

# お申込み専用FAX番号 052-485-8272

下記の必要事項にご記入いただきましたら、FAXにて申込用紙をお送りくださいませ。

なお、お申込を頂戴し、御入金された方には、受講票をお送りさせていただきます。

**日 程** 2018年2月18日(日)14:00～16:30(受付:13:30～)

**会 場** ウィンクあいち(愛知県産業労働センター) 名古屋市中村区名駅4-4-38

**費 用** 1名 5,000円(※お申し込み後、下記へお振込みください)  
(※御入金確認後、受付とさせていただきます)

**お振込先** 三菱東京UFJ銀行 大津町支店 普通 4988585 株式会社Jパートナー

セミナー参加

懇親会参加 **セミナー終了後懇親会を実施します。**  
時間:17:00～19:00 懇親会会費:実費(4,000円程度)

貴社名		ご参加者様名	(紹介者)
所在地	〒		
お電話番号	-	FAX番号	-



一般社団法人 相続手続サポート協会 名古屋

Jパートナーは、中小企業・病医院の経営全般について、経営者の外部ブレインとして経営指導・顧問を行う士業、コンサルタントの専門家集団です。(現在 連携する税理士・弁護士・社労士・司法書士等の専門家パートナー26名)設立して15年、800件以上の顧客とお取引させていただいております。

詳しくはコチラ→ <http://www.j-partner.com> <https://kazokushintaku.nagoya/>  
(家族信託サポート協会 名古屋)

本セミナーに関するお問合せ

TEL **052-485-8271** 担当:五十嵐  
〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅5-16-17花車ビル南館9F